

平成16年度第3四半期  
資金管理料金特別会計決算報告書

財団法人 自動車リサイクル促進センター

自平成16年4月1日  
至平成16年12月31日

資金管理料金特別会計の四半期計算書類にかかる手続実施報告書

平成17年 2月10日

財団法人自動車リサイクル促進センター

理事長 平岡 正勝 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 寺尾 仁之

業務執行社員



業務執行社員 公認会計士 中村 雅一



当監査法人は、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成16年度（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）の監査を実施中であり、現時点においては平成16年4月1日以後のどのような期間又はどのような日現在の計算書類についても、当監査法人の監査意見を表明することはできませんが、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成16年度における資金管理特別会計の第3四半期（平成16年4月1日から平成16年12月31日まで）の計算書類、すなわち、資金管理料金特別会計収支計算書、資金管理料金特別会計正味財産増減計算書、資金管理料金特別会計貸借対照表及び資金管理料金特別会計財産目録に関して、下記の手続を実施しました。

なお、財団法人の四半期決算に関する一般に公正妥当と認められた会計基準はなく、また、監査の基準もありません。したがって、下記の手続は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して実施した監査手続ではなく、計算書類に対する監査意見を表明するための監査手続ではありません。

これらの手続を実施した結果、その限りにおいては、財団法人自動車リサイクル促進センターの平成16年度における資金管理料金特別会計の第3四半期の計算書類が一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠していないと認められる事項は発見されませんでした。

財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

記

（実施した手続）

- (1) 前年度の決算日後の内部統制の変化について質問した。
- (2) 内部統制の有効性に関して、四半期の計算書類に重要な虚偽記載等を生じさせる可能性

がある問題の有無について質問した。

- (3) 理事会の議事録並びに重要な伺書を閲覧し、重要な意思決定及び四半期計算書類に重要な影響を与える事象の発生について把握した。また、議事録等に記載されていない重要な事実の有無について質問した。
- (4) 計算書類の記載が、予算書、総勘定元帳と合致していることを確かめた。
- (5) 会計方針に関して、以下の事項を質問した。
  - ・重要な会計方針が一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠しているか否か。
  - ・四半期計算書類の各項目が当該会計方針に準拠して適切に処理されているか否か。
  - ・当該会計方針が継続して適用されているか否か。
  - ・簡便な決算手続を採用していないか。
- (6) 偶発債務及び偶発損失の有無について質問した。
- (7) 後発事象の有無について質問した。
- (8) 四半期計算書類を閲覧し、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準じて作成及び開示が行われているかどうかについて概括的に把握した。また、質問、議事録の査閲等により発見された事項で、四半期計算書類に対して重要な影響を与える事項に係る会計処理及び開示の方針について質問した。
- (9) 四半期計算書類上の数値について、増減分析、予算との乖離の状況の分析を実施した。その結果、異常点が発見された場合には、その原因を明らかにするために必要な質問等を実施した。
- (10) 現金預金残高のうち、現金残高については、出納簿及び金種表と帳簿残高が一致していることを確かめ、預金残高については、財団法人が入手した残高証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。
- (11) 貯蔵品残高のうち、リサイクル券及びスマートビットカードについては、財団法人が入手した在庫保管証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。
- (12) 未収入金残高のうち、還付消費税等については、計算資料を入手し、計算過程について説明を受けた。その他のもののうち、1件当たり30万円以上のものについては証票と突合した。
- (13) 前払費用のうち、1件当たり30万円以上のものについて、支出時の証票と突合し、期間按分計算が適切に行われていることを確かめた。
- (14) ソフトウェアについて、減価償却計算が適切に行われていることを確かめた。
- (15) 退職給与引当預金残高については、財団法人が入手した残高証明書と帳簿残高が一致していることを確かめた。
- (16) 未払金残高のうち、1件あたり2百万円以上のものについて、証票と突合した。
- (17) 未払費用残高については、借入金の未払利息が契約条件に基づき適切に計算されていることを確かめた。
- (18) 借入金残高について、財団法人が入手した残高証明書と帳簿残高が一致していることを

確かめた。

(19) 退職給与引当金について、退職給与の期末要支給額に相当する金額が計上されていることを確かめた。

(20) 事業収入、借入金収入及び雑収入について、1件あたり5百万円以上のものについて、証票と突合した。

(21) 事業費について、1件あたり20百万円以上のものについて、証票と突合した。

(22) 管理費について、1件あたり5万円以上のものについて、証票と突合した。

(23) 特定預金支出について、退職給付引当預金口座の普通預金通帳における入金額と一致していることを確認した。

以上

( )

	(a) 1	(b) 2	(a)-(b) 3
1	(6,333,395,000)	(1,221,378,026)	(5,112,016,974)
	4,780,947,000	0	4,780,947,000
(	1,552,448,000	1,221,378,026	331,069,974
	0	0	0
2	(4,000,000,000)	(4,000,000,000)	(0)
	4,000,000,000	4,000,000,000	0
3	(0)	(157,763,544)	( 157,763,544)
	0	2,957	2,957
	0	157,763,587	157,763,587
A	10,333,395,000	5,379,144,570	4,954,250,430
	51,032,000	51,032,131	131
(B)	10,282,363,000	5,328,112,439	4,954,250,561
1	(8,473,982,000)	(4,593,448,287)	(3,880,533,713)
	613,198,000	81,806,559	531,391,441
	4,145,054,000	1,902,071,006	2,242,982,994
	654,515,000	255,994,859	398,520,141
	0	0	0
	130,830,000	942,855	129,887,145
	1,000,860,000	862,278,947	138,581,053
	1,675,590,000	1,369,235,967	306,354,033
	21,000,000	78,785	20,921,215
	232,935,000	121,039,309	111,895,691
2	(86,308,000)	(37,038,759)	(49,269,241)
	500,000	117,160	382,840
	2,400,000	1,774,894	625,106
	4,900,000	845,166	4,054,834
	[ 1,500,000	1,500,670	599,330
	600,000		
	500,000	71,610	428,390
	300,000	73,778	226,222
	[ 470,000	706,531	593,469
	830,000		
	300,000	0	300,000
	19,400,000	12,891,933	6,508,067
	600,000	431,325	168,675
	[ 0	580,440	919,560
	1,500,000		
	[ 0	42,030	4,957,940
	5,000,000		
	25,378,000	7,189,586	18,188,414
	1,000,000	977,200	22,800
	630,000	85,048	544,952
	19,800,000	9,698,791	10,101,209
	700,000	52,567	647,433
3	(0)	(0)	(0)
	0	0	0
4	(0)	(0)	(0)
	0	0	0
5	(419,000)	(219,860)	(199,140)
	419,000	219,860	199,140
6	(97,070,000)	—	(97,070,000)
	[ 105,000,000	—	97,070,000
	7,930,000		
(C)	8,657,779,000	4,630,706,906	4,027,072,094
(A)-(C)	1,675,616,000	748,437,664	927,178,336
(B)-(C)	1,624,584,000	697,405,533	927,178,467

1 16 6 29  
 2 16 4 1 2 31  
 3

7,930,000 5,000,000 600,000 830,000  
 1,500,000

3

16 4

16 12 31

( )

1	748,437,664 17,617,677 219,860		
2		766,275,201	
			0
1	52,920		766,275,201
2		52,920	
	4,000,000,000 219,860		
		4,000,219,860	
			4,000,272,780
			3,233,997,579
			50,685,211
			<u>3,284,682,790</u>

1	611,341,278 17,617,677 512,796,030 2,100,919		
2	294,000 219,860	1,143,855,904	
	513,860		
		513,860	
1	3,000,000,000 424,638,012 4,194,682		1,144,369,764
2	1,000,000,000 219,860	3,428,832,694	
		1,000,219,860	
			4,429,052,554
			3,284,682,790
			(3,233,997,579)
			1,144,369,764

<p>1</p> <p>@200* 127 7,028,500 717,440</p> <p>( NTT</p>	<p>173,533 609,955,535 1,209,210 2,990 10 25,400 14,579,029 3,013,248 157,763,587 354,964,293 68,150 1,492,969 607,950</p>		
<p>2</p> <p>PCA</p>	<p>294,000 219,860 513,860</p>	<p>1,143,855,904 513,860</p>	<p>1,144,369,764</p>
<p>1</p> <p>IBM IBM (</p> <p>245</p>	<p>3,000,000,000 57,447,655 68,825,138 4,747,110 6,733,355 5,040,000 16,370,025 23,247,000 16,925,388 18,659,254 161,535,291 2,625,000 4,919,229 4,584,772 23,435,472 8,085,000 1,458,323 4,194,682</p>	<p>3,428,832,694</p>	<p>4,429,052,554</p>
<p>2</p>	<p>1,000,000,000 219,860</p>	<p>1,000,219,860</p>	<p>3,284,682,790</p>



---

( )

	10,074,287	611,341,278
	1,727,616	512,796,030
	0	2,100,919
	11,801,903	1,126,238,227
	62,834,034	424,638,012
	0	4,194,682
	62,834,034	428,832,694
	51,032,131	697,405,533